

附属書四（第六章関係） サービスの国内規制に関する規律

第一条 適用範囲

この附属書の規定は、免許要件、免許の手續、資格要件、資格の審査に係る手續及び技術上の基準に関連する締約国の措置について適用し、及び第四十八条の補足規定を定める。

第二条 総則

1 各締約国は、免許要件、免許の手續、資格要件、資格の審査に係る手續及び技術上の基準に関連する措置が客観的かつ透明性のある基準に基づいてあらかじめ定められていることを確保し、また、当該措置をサービスの提供に適用する場合には、当該措置が当該サービスの提供に関連するものであることを確保する。

2 各締約国は、免許の手續及び資格の審査に係る手續が簡易で、合理的かつ明瞭りようなものであることを確保する。

第三条 国際規格

両締約国は、必要な場合には、合同委員会又は第四百四十八条の規定に従って設置される関連する小委員会若しくは作業部会において、国際的規模で行われるサービスの規格に関連する作業について意見を交換する。関連する国際規格が存在する規格に関連する措置を締約国が立案し、制定し、又は適用する場合には、当該締約国は、当該国際規格又はその関連する部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の、地理的な、技術上の、又は社会的生産基盤上の基本的な要因等の理由により、当該国際規格が正当な政策目的を達成する方法として効果的でなく、又は適当でない場合には、この限りでない。

注釈 「関連する国際規格」とは、両締約国の関係機関が参加することのできる国際機関において採択される規格をいう。

第四条 強制規格の同等性

一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供に関し、当該他方の締約国は、当該一方の締約国が制定し、又は維持するサービスに関する強制規格を自国のものと同様なものとして取り扱うよう努める。ただし、当該強制規格により当該他方の締約国の正当な政策目的が十分に達成されると当該他方の締約国が認める場合に限る。

第五条 適合性評価手続の受入れ

一方の締約国は、他方の締約国の区域内において行われる適合性評価手続であつて、第六章の規定の対象となるサービスに関するものの結果を受け入れることの妥当性、有益性及び条件を検討するよう努める。ただし、当該一方の締約国の区域内において制定され、又は維持されるサービスの規格と当該サービスが適合していることについて、当該適合性評価手続が保証を与えるものであると当該一方の締約国が認める場合に限る。

第六条 会計分野の国内規制に関する規律

両締約国は、千九百九十八年十二月十四日に世界貿易機関が採択した会計分野の国内規制に関する規律を実施するよう努める。この規律は、必要な変更を加えた上でこの附属書に組み入れられ、かつ、この附属書の一部を成す。